

自動車防災情報

『追越し』のルール

みなさんは、「追越し」に関するルールをしっかりと覚えていますか？基本ルールを忘れて「追越し」をしてしまうと、交通違反で処罰を受けたり、事故の原因となったりしてしまいます。

補助標識あり



追越し禁止

補助標識なし



左の図はどちらも「追越し」に関する標識ですが、これらの標識の意味の違いがわかりますか？

追越し禁止の補助標識がついている方は「車両を追い越してはいけない」という意味で、補助標識がついていない方の意味は「車両は、道路の右側部分にはみ出して追越しをしてはいけない」という意味になり、追越しそのものは禁止されていません。

【追越し禁止場所一覧】

- ① 標識により追越しが禁止されている場所
- ② 道路の曲がり角付近
- ③ 上り坂の頂上付近や勾配の急な下り坂
- ④ トンネル内（車両通行帯のある場所は除く）
- ⑤ 交差点とその手前30メートル以内の場所
- ⑥ 踏切とその手前30メートル以内の場所
- ⑦ 横断歩道、自転車横断帯とその手前30メートル以内の場所



【追越しをされる側のルール】

- ① 車両は他の車両に追越されるときは、追越しが終わるまで速度を上げてはいけない。
- ② 車両通行帯がなく道幅の狭い道路では、追越しをされる車両はできるだけ左に寄り、進路を譲らなければならない。
- ③ 車両通行帯が2つある道路では左側の通行帯を、3つ以上ある道路では一番左側の通行帯を走行する。
- ④ 原付などの自動車以外の車両は常に一番左側の車線を走行する。

★追越しをされる側のルールを守ることにより、『あおり運転』の被害者になることを未然に防ぐことができます。

★運転中に追いつかれた場合は速やかに道を譲る運転を心がけましょう！